

令和6年2月2日

三次市長 福岡誠志様

三次市総合計画審議会
会長 伊藤敏安

三次市総合計画について（答申）

令和5年7月21日付け三次経企発第5001号で諮問のありました三次市総合計画について、審議の結果、計画内容は適当なものと認め、三次市総合計画審議会条例（平成16年三次市条例第290号）第2条の規定に基づき、次の意見を付して答申します。

【意見】

1 めざすまちの姿の実現に向けた計画の推進について

三次市まち・ゆめ基本条例に基づき、本計画の基本理念である「市民のしあわせの実現」に向けて、めざすまちの姿「人と想いがつながり、未来につながるまち」に込めた想いを常に意識しながら、各施策を着実に推進してください。

- ・人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、社会経済環境の急激な変化等により生じる様々な課題に対応するため、市内はもとより、市域を越えた多様な三次とのつながりを地域の活力につなげることで、安全・安心で持続可能なまちづくりを進めてください。
- ・市民一人ひとりが主体的に参加・行動し、共に認め合い、支え合い、誰一人取り残さないという考えのもと、地域資源を最大限に活用し、三次への想いや誇りを高め、未来につながるまちづくりを進めてください。
- ・社会経済環境の変化や市民ニーズを的確に把握し、新たな発想と柔軟な対応により、全庁横断的に各施策を推進してください。

2 計画の進捗管理

成果や課題を的確に把握・評価するとともに、進捗状況に応じて取組の見直し・改善を着実に行ってください。

3 計画の周知

本計画がしっかり共有されるよう、わかりやすく親しみのある冊子を作成するなど工夫を施し、市民に対して計画の内容を周知徹底するよう努めてください。

以上のほか、審議の過程で表明された具体的な意見等についても十分に検討され、今後の市政運営に活かしてください。